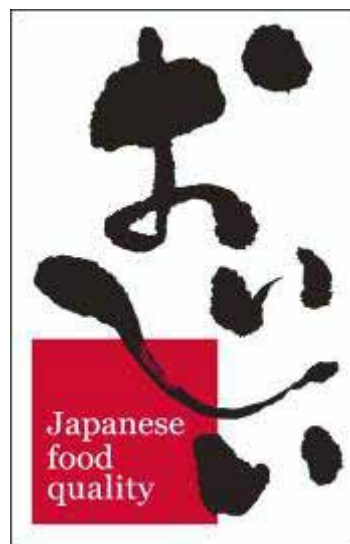


農林水産物・食品の輸出促進について

大臣官房国際部



平成 2 1 年 1 0 月

農林水産省



農林水産物・食品の輸出は、多様な意義を有している。

背景

- 日本国内のマーケットは縮小するおそれ
 - 我が国の少子高齢化社会の到来
- 他方、海外には今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在。
 - 世界的な日本食ブームの広がり
 - アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加、人口増加

意義

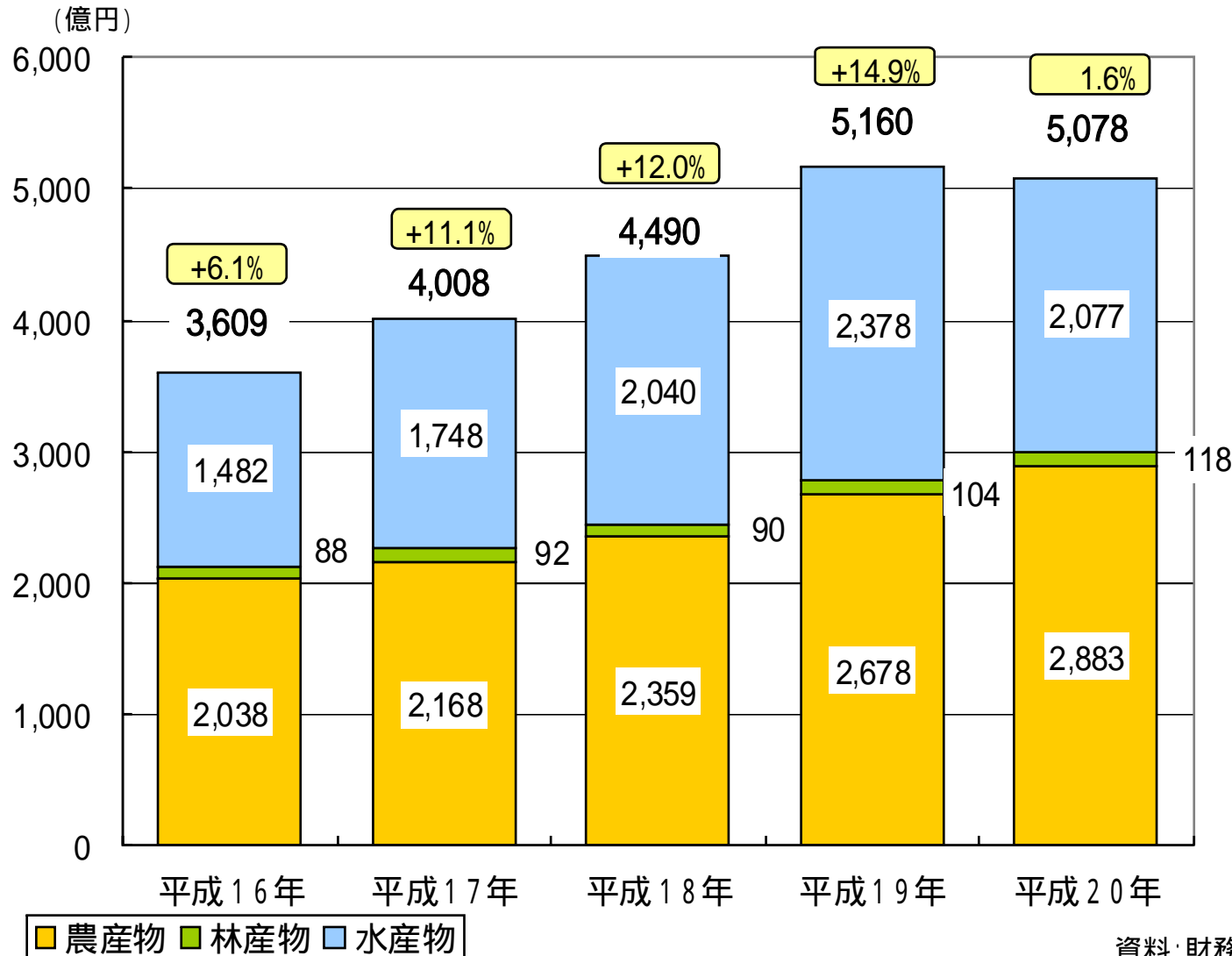
- (産地・地域にとってのメリット)
 - 農林水産物・食品の新たな販路拡大、所得の向上
 - 国内価格下落に対するリスクの軽減
 - 海外輸出を通じた国内ブランド価値の向上、経営に対する意識改革
 - 地域経済の活性化
- (国民全体にとってのメリット)
 - 生産量の増加による食料自給率の向上、食料安全保障への貢献
 - 我が国の輸出入バランスの改善
 - 日本食文化の海外への普及、世界各国の人々の対日理解の増進



農林水産物・食品の輸出額の推移

MAFF

目標：農林水産物・食品の輸出額につき、平成25年までに1兆円規模を目指す。
農林水産物・食品の輸出額はここ数年、増加傾向で推移したが、直近の輸出環境は厳しい状況。



(億円)

	平成19年	平成20年	増減率
農林水産物	5,160	5,078	1.6%
農産物	2,678	2,883	7.7%
林産物	104	118	13.6%
水産物	2,378	2,077	12.7%
農林水産物 (3品目除く)	4,337	4,312	0.6%
(参考) 総輸出額	839,314	810,479	3.4%
自動車 (乗用車)	126,887	119,528	5.8%
映像機器	16,961	15,299	9.8%

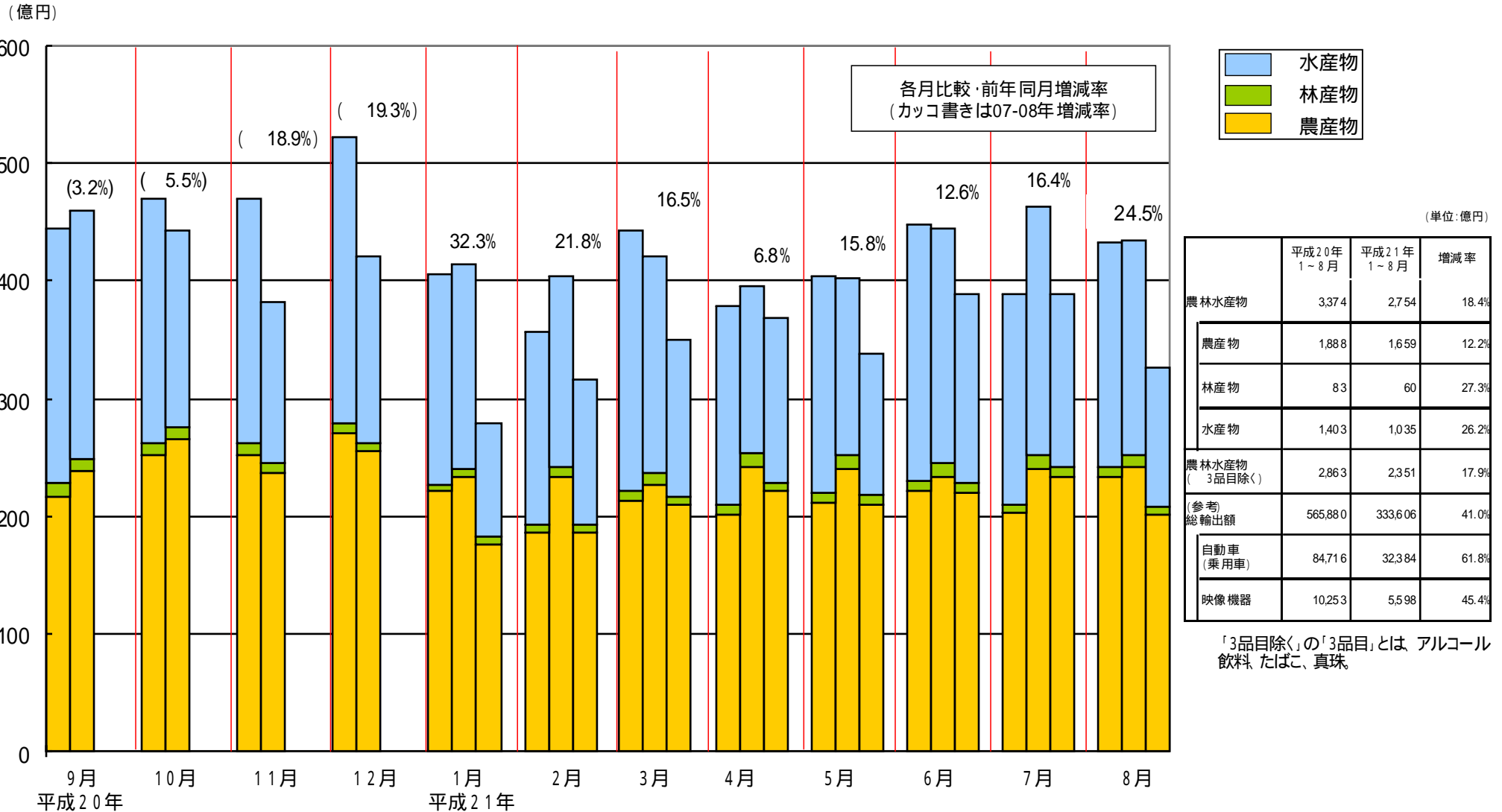
「3品目除く」の「3品目」とは、アルコール飲料、たばこ、真珠。



農林水産物・食品の月別の輸出額の推移

MAFF

輸出額を月別で見ると、昨年10月以降、対前年同月比マイナスで推移しており、直近は厳しい状況。

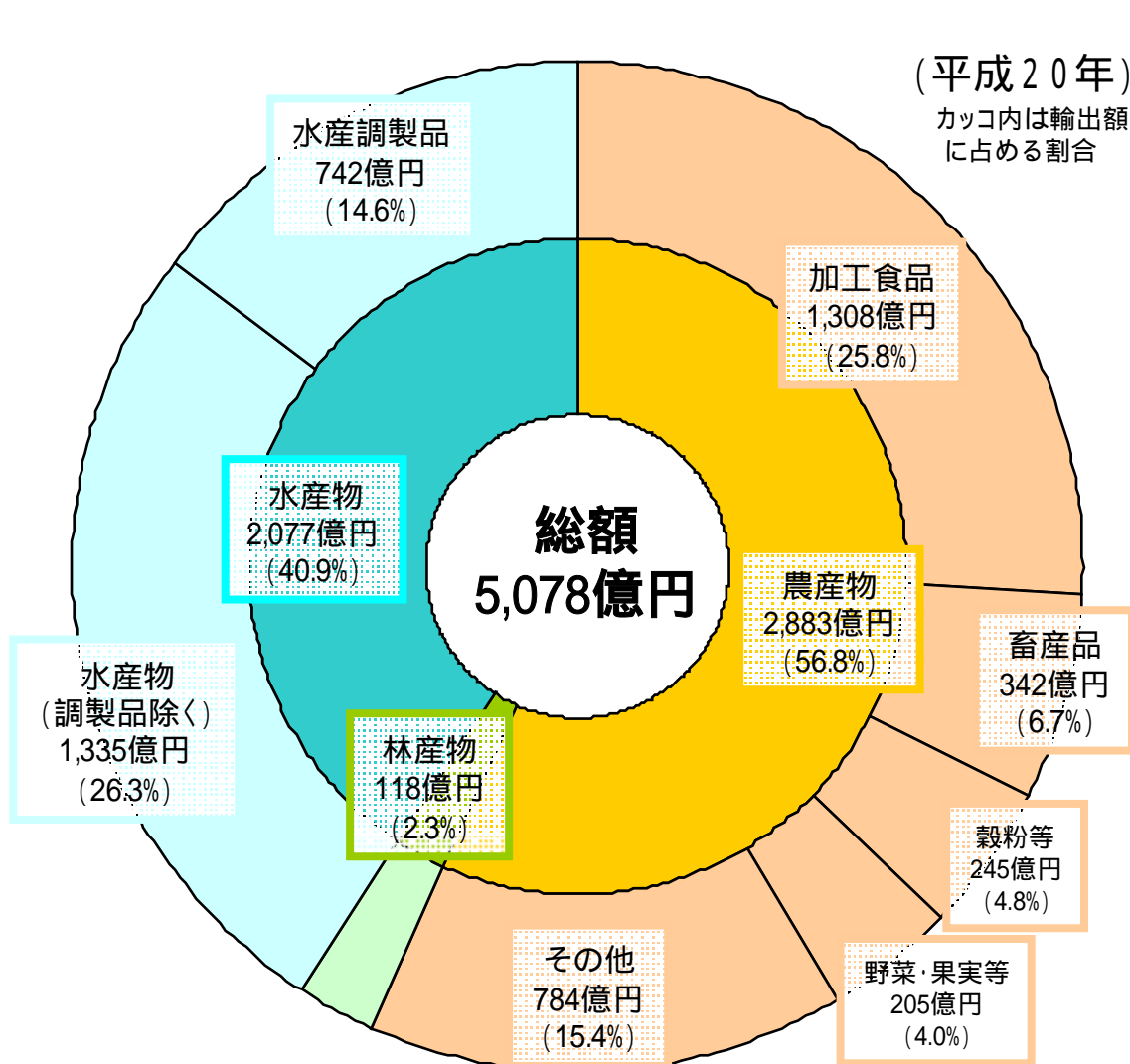




農林水産物・食品の輸出額の品目別内訳

MAFF

農林水産物・食品の輸出額を品目別で見ると、水産物が約4割、加工食品が約4分の1を占める。



(億円)

	平成19年	平成20年	増減率
農林水産物	5,160	5,078	1.6%
農産物	2,678	2,883	7.7%
加工食品	1,215	1,308	7.7%
畜産物	230	342	48.8%
穀粉等	223	245	9.6%
野菜・果実等	212	205	3.5%
その他農産物	798	784	1.8%
林産物	104	118	13.6%
水産物	2,378	2,077	12.7%
水産物 (調製品以外)	1,514	1,335	11.8%
水産調製品	864	742	14.1%
農林水産物 (3品目除く)	4,337	4,312	0.6%

「3品目除く」の「3品目」とは、アルコール飲料、たばこ、真珠。



主な品目の輸出額の動向

主な品目の輸出額の動向は以下のとおり。

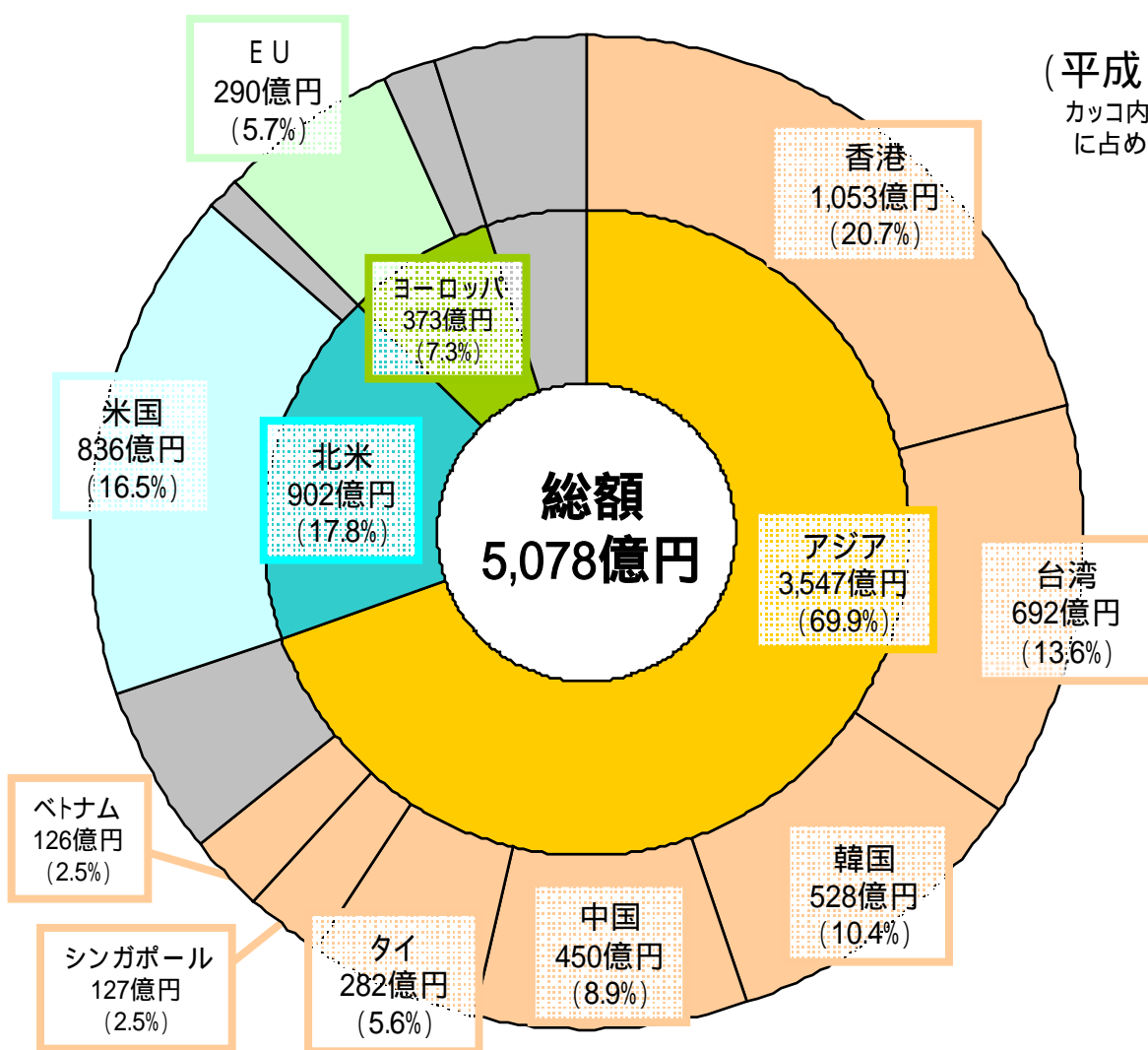
品目	輸出額(億円)					主な輸出先国
	平成16年	平成19年	平成20年	対前年比	対平成16年比	
米(援助米を除く)	2.3	5.3	6.4	21.5%	174.1%	香港、台湾、シンガポール
いちご	0.2	1.3	2.0	58.3%	976.9%	香港、台湾
りんご	29.3	79.9	73.8	7.7%	151.5%	台湾
ながいも等	13.3	18.7	20.8	10.8%	56.2%	台湾、米国
牛肉	5.4	20.4	40.5	98.5%	647.4%	ベトナム、米国、香港
清涼飲料水	50.3	81.4	108.1	32.8%	115.0%	アラブ首長国連邦、米国、香港
アルコール飲料	104.7	157.2	167.7	6.7%	60.1%	米国、台湾、香港
植木等	9.8	51.2	52.4	2.4%	435.1%	香港、中国、イタリア
丸太	1.5	4.0	7.2	78.7%	390.9%	韓国、中国
さんま	16.7	29.6	46.1	55.7%	175.4%	タイ、中国、ロシア
あわび(調整)	25.1	55.0	27.3	50.3%	9.1%	香港
まぐろ	124.9	148.5	94.5	36.4%	24.3%	タイ、グアム、香港
さけ	89.2	129.0	101.0	21.7%	13.3%	中国
真珠(製品を含む)	264.2	338.6	305.6	9.7%	15.7%	香港、米国



農林水産物・食品の輸出額の国・地域別内訳

MAFF

農林水産物・食品の輸出額を輸出先国・地域別で見ると、アジアが約7割、北米が約2割を占める。国・地域別順位は、1位香港、2位米国、3位台湾、4位韓国、5位中国。



(億円)

	農林水産物			農林水産物 (3品目除く)
	平成19年	平成20年	増減率	平成20年
世界	5,160	5,078	1.6%	4,312
アジア	3,622	3,547	2.1%	2,982
香港	1,047	1,053	0.5%	795
台湾	719	692	3.7%	481
韓国	615	528	14.2%	491
中国	570	450	21.1%	437
ASEAN	581	715	22.9%	679
タイ	244	282	15.9%	274
シンガポール	117	127	8.8%	109
ベトナム	75	126	67.3%	123
フィリピン	53	77	44.5%	76
インドネシア	45	54	19.7%	54
マレーシア	43	48	11.4%	44
GCC	60	70	17.5%	67
UAE	32	43	32.8%	41
北米	923	902	2.2%	785
米国	859	836	2.6%	724
カナダ	54	57	6.1%	53
欧州	360	373	3.5%	299
EU	283	290	2.5%	240
ドイツ	52	55	6.1%	41
英国	45	55	21.5%	46
オランダ	52	53	3.4%	52
フランス	41	40	2.9%	33
ロシア	42	53	26.0%	44
大洋州	160	136	15.3%	127
豪州	55	57	5.3%	52
グアム	40	32	19.2%	31
アフリカ	61	83	35.6%	83
南米	33	37	12.0%	36

「3品目除く」の「3品目」とは、アルコール飲料、たばこ、真珠。



我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略

MAFF

「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」(農林水産物等輸出促進全国協議会了承)に基づく4本柱に沿って、官民が連携した戦略的な取組を推進。

輸出環境の整備

国として相手国政府に対する検疫等のルールの改善の要請等に取り組みます。

- ・検疫問題の解決、輸出検査体制の強化
- ・輸出に係る証明書の円滑な発行 等

品目、国・地域別の戦略的な輸出対策

輸出促進を図る品目と国・地域の重点化を図ります。

- ・特定重点品目と特定重点地域の設定
- ・知的財産戦略・ブランド戦略の推進 等

意欲ある農林漁業者等に対する支援

輸出意欲のある農林漁業者等の活動に対して、きめ細やかな支援を行います。

- ・国内外バイヤーとの商談機会の提供
- ・丁寧な相談体制の充実 等

日本食・日本食材等の海外における需要開拓

- 国際ニッポン食品フロンティア構想の推進 -

日本食・日本食材等の海外普及を推進し、輸出に向けた基盤づくりを進めます。

- ・海外の日本食レストランを通じた日本食の普及活動
- ・日本食材を活用する人材の育成 等





輸出環境の整備

食肉、水産物、果実・野菜などは、輸出先国・品目によっては、動植物検疫や食品衛生の観点から、輸出が禁止されていたり、輸出に当たって厳しい条件が課されている場合が存在。

このため、輸出の解禁や輸出条件の簡素化に向けて、農林水産省、厚生労働省、自治体等が連携し、相手国政府との技術的協議を戦略的に推進。

また、輸出条件の確立後は、相手国の輸出条件に適合させるための取組を支援。

協議対象国・品目の検討

輸出ルールの確認、交渉

輸出条件の確立

全ての国・品目について協議を並行して実施することは不可能したがって、輸出ニーズの高いものや、早期に解決が図れる見込みがあるものを優先し、戦略的な協議を実施

輸出相手国の要求事項を確認
輸出者に過度な負担がかかる
ことのないよう、輸出条件について
相手国政府と交渉

相手国政府との輸出条件確立
施設認定等が必要な場合は、国内
手続について、国内関係者と協議
の上、手続を確立

輸出解禁

< 近年の主な成果 >

・牛肉の輸出条件の確立

(米国・カナダ向け:平成17年12月、香港向け:平成19年4月、シンガポール向け:平成21年5月、マカオ向け:平成21年7月)

・精米の恒常的輸出条件の確立 (中国向け:平成20年5月)

・水産物の輸出条件の確立

(ロシア向け:平成19年2月、ルウェー・スイス向け:平成19年4月、豪州・ウクライナ・ナイジェリア向け:平成21年3月)

・水産物の輸出条件の緩和

(中国向け:平成18年11月(試験成績書の有効期間の延長)、EU向け:平成19年4月(自治体による輸出証明書発行事務を簡素化))



品目、国・地域別の戦略的な輸出対策

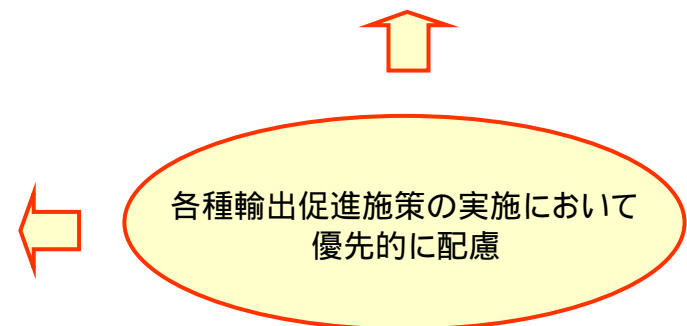
農林水産物等の輸出に当たって、必要となる情報やノウハウは、対象国・対象品目によって様々。
 「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」においては、11の主要品目それぞれについて工程表を策定するとともに、重点的に輸出促進を図る「重点個別品目 / 重点国・地域」や、さらに集中的に支援措置を実施する「特定重点品目 / 特定重点地域」を設定し、各種輸出促進施策を重点的に実施。

重点個別品目 / 重点国・地域

品目	重点国・地域											輸出数量
	米	中	台	米	タイ	インドネシア	インド	フィリピン	マレーシア	オーストラリア	ニュージーランド	
米・米加工品	米											5
野菜・野菜加工品	加工米飯											2
	なげし											5
	いちじ											7
	メロン											5
	からし											3
果実・果実加工品	キウイフルーツ											3
	いちじ											2
	レタス											1
	りんご											7
	梨											7
	桃											8
	みかん											10
	ぶどう											8
	かき											6
	花き	花き類										
花き類												6
花き類												4
花き類												3
花き類												6
牛乳・乳製品	アイスクリーム											1
	チーズ											3
卵・卵加工品	卵											3
	卵											3
	卵											3
	卵											3
	卵											2
茶	緑茶											7
	緑茶											4
水産物・水産加工品	そば(生鮮・冷凍)											7
	まぐろ											3
	かつお(冷凍)											4
	かつお(生鮮)											4
	魚介類											3
	魚介類											3
	魚介類											3
	魚介類											1
	魚介類											7
	魚介類											8
	魚介類											1
	魚介類											8
特用林産物	山椒											4
	山椒											2
	山椒											3
	山椒											3
	山椒											3
加工食品	加工食品											3
	加工食品											6
	加工食品											2
	加工食品											3
	加工食品											4
	加工食品											3
	加工食品											7
	加工食品											3
木材	木材											2
	木材											2

特定重点品目 / 特定重点地域

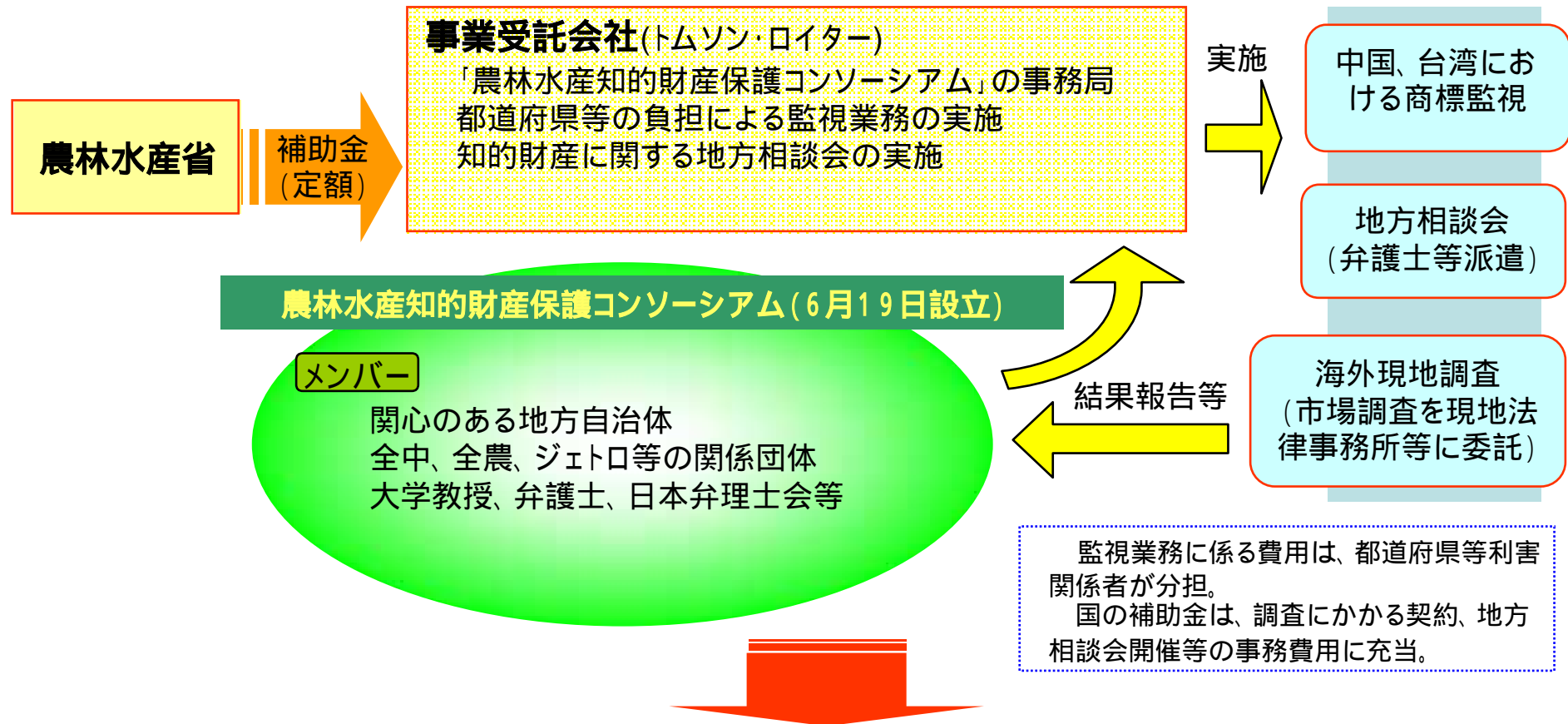
- 東アジア向け 米・野菜・果実・木材
- 東南アジア向け 食肉・水産物
- 北米向け 食肉・茶・水産物
- 中東向け 加工食品





知的財産の保護について

中国、台湾等において、日本の地名等が商標登録出願される事例が散見。我が国の農林水産物等を海外で販売するに当たっては、事前の予防策と適切な対応措置が必要。
 農林水産省においては、平成21年6月に農林水産知的財産保護コンソーシアムを立ち上げ、海外での知的財産権取得や不当な商標出願等について、情報把握と共同対応を行う体制を構築。



我が国農林水産物の知的財産面での取組強化により日本ブランドの海外展開を実現



意欲ある農林漁業者等に対する支援

MAFF

輸出意欲のある農林漁業者等の活動に対して、様々な事業者支援活動を展開。

丁寧な相談体制の充実



輸出の「ヒント集」や調査報告書の公表、情報提供



独立行政法人日本貿易振興機構 (ジェトロ)との連携

国内外バイヤーとの商談機会の提供



国内展示・商談会の開催 (輸出オリエンテーションの会)



海外の食品見本市等における日本パビリオンの出展

セミナー等を通じた市場動向等の提供



輸出促進セミナーの開催 (輸出オリエンテーションの会)



WEBサイトやメールマガジンによる情報提供

意欲ある農林漁業者等の事業活動に対する支援



海外のスーパー等における試食会の開催、市場調査



海外バイヤー等の産地への招へい



日本食・日本食材等の海外における需要開拓

MAFF

海外では日本食がヘルシーな料理として認知され、日本食レストランも多く存在するが、我が国の食材に対する知識が十分に広まっているとは言い難い状況。
このため、日本食材の調理方法等も含め、日本食のPRを展開し、海外における日本食材の需要を喚起。



日本食・日本食材海外発信番組「Delicious NIPPON」の放映
WEB上でも閲覧が可能です。

在外公館等における日本食・日本食材のPR
(WASHOKU - Try Japan's Good Food)



日本食・日本食材PRパンフレット「The Food of Japan」の制作、配布





世界が認める日本食150 ~ 豊かな食で世界の人々を幸せに ~

MAFF

日本食10選

日本食材をPRするシンボルとして、多様な日本料理等の中から代表的な10種類を「日本食10選」として選定し、その素材や調味料、提供方法も含めて発信しています。



加工食品40選

賞味期限が比較的長く、今後海外への輸出が期待される加工食品について、コンテスト方式で40点を選定し、国内関係者の参考事例として紹介しています。



紀北川上農協「あんぽ柿」



谷八「もちもちロール」

輸出取組事例100

全国各地で輸出に取り組む方々の参考としていただくため、輸出の取組を100事例収集し、苦労した点や工夫した点、輸出のメリット、今後の展望などとあわせて紹介しています。

北海道 JJA協会のために、JJA専売大正「良いものを、アゲカへ」

年度	輸出数量	数量対比の輸出比率
平成19年度	1,500 トン	約 7%
JJA専売大正	1,270 トン	約 7%

【輸出取組、工夫した点等】

- JJA専売大正
 - 輸出先国に合わせた、国内産品から輸入品にする
 - 輸出先国に合わせた、国内産品から輸入品にする
 - 輸出先国に合わせた、国内産品から輸入品にする
- JJA専売大正
 - 輸出先国に合わせた、国内産品から輸入品にする
 - 輸出先国に合わせた、国内産品から輸入品にする
 - 輸出先国に合わせた、国内産品から輸入品にする

【輸出によるプラスの効果等】

- 輸出によるプラスの効果等
- 輸出によるプラスの効果等
- 輸出によるプラスの効果等

専売大正 北海道 札幌市 札幌市 札幌市



日本食レストランの海外普及について

MAFF

日本食レストランの海外普及に向けては、NPO法人日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)が中心となり各種活動を展開。農林水産物等の輸出促進にも貢献。

NPO法人日本食レストラン海外普及推進機構(JRO)の概要

設立：平成19年7月

理事長：茂木 友三郎 農林水産物等輸出促進全国協議会 会長

支部：14都市（平成21年7月現在）

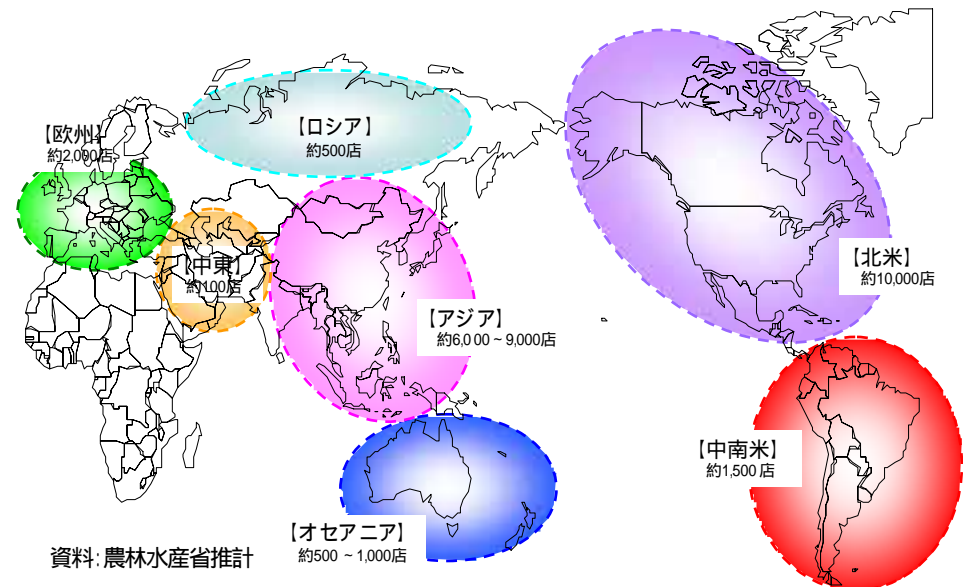
（台北、上海、バンコク、ロンドン、アムステルダム、ロサンゼルス、モスクワ、スイス、ニューヨーク、シンガポール、ソウル、ローマ・ミラノ、パリ、香港）

活動内容：現地関係者の組織化の支援、日本食の調理技術普及のための講習会の実施 等



パリ支部設立説明会(平成21年7月)

「いわゆる日本食レストラン」の展開状況





輸出促進の推進体制(農林水産物等輸出促進全国協議会)

MAFF

我が国の高品質で安全な農林水産物・食品の輸出を一層促進するため、関係者が一体となった取組を推進することを目的に、農林水産物等輸出促進全国協議会を設立(平成17年4月27日)。
農林水産団体、食品産業・流通関係団体、外食・観光関係団体、経済団体、47都道府県知事、関係省庁で構成。事務局は農林水産省大臣官房国際部輸出促進室。

《これまでの取組》

平成17年4月27日 設立総会

- ・「我が国農林水産物等の輸出促進基本戦略」の
了承 等

平成18年5月31日 総会

- ・日本食海外普及功労者表彰 等

平成19年5月25日 総会

- ・「我が国農林水産物・食品の総合的な輸出戦略」
の了承 等

平成20年6月20日 総会

- ・「ニッポン食の親善大使」就任式 等

平成21年6月29日 総会

- ・世界が認める日本の食150の発表 等

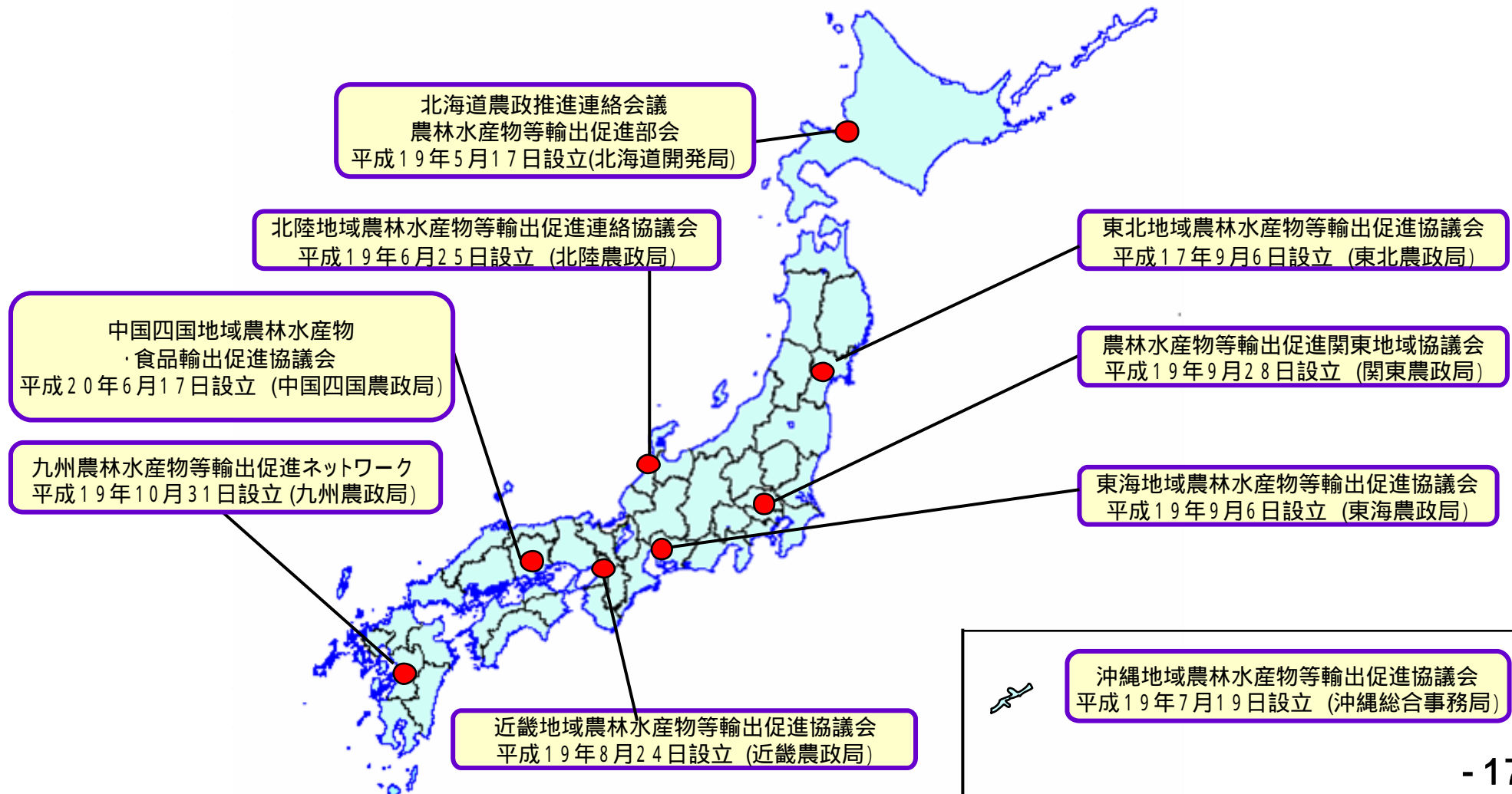


平成21年6月29日総会の模様
(茂木会長(キッコーマン株式会社代表取締役会長CEO)より挨拶)



輸出促進の推進体制(地域輸出促進協議会)

各地方農政局等が事務局となり、関係省庁の地方支部局、地方公共団体、(独)日本貿易振興機構(JETRO)、動植物検疫所等を構成員とする地域輸出促進協議会を設置。地域の先駆的事例の情報収集、地域の課題・ニーズの吸い上げなど、地域で支援する体制を整備。

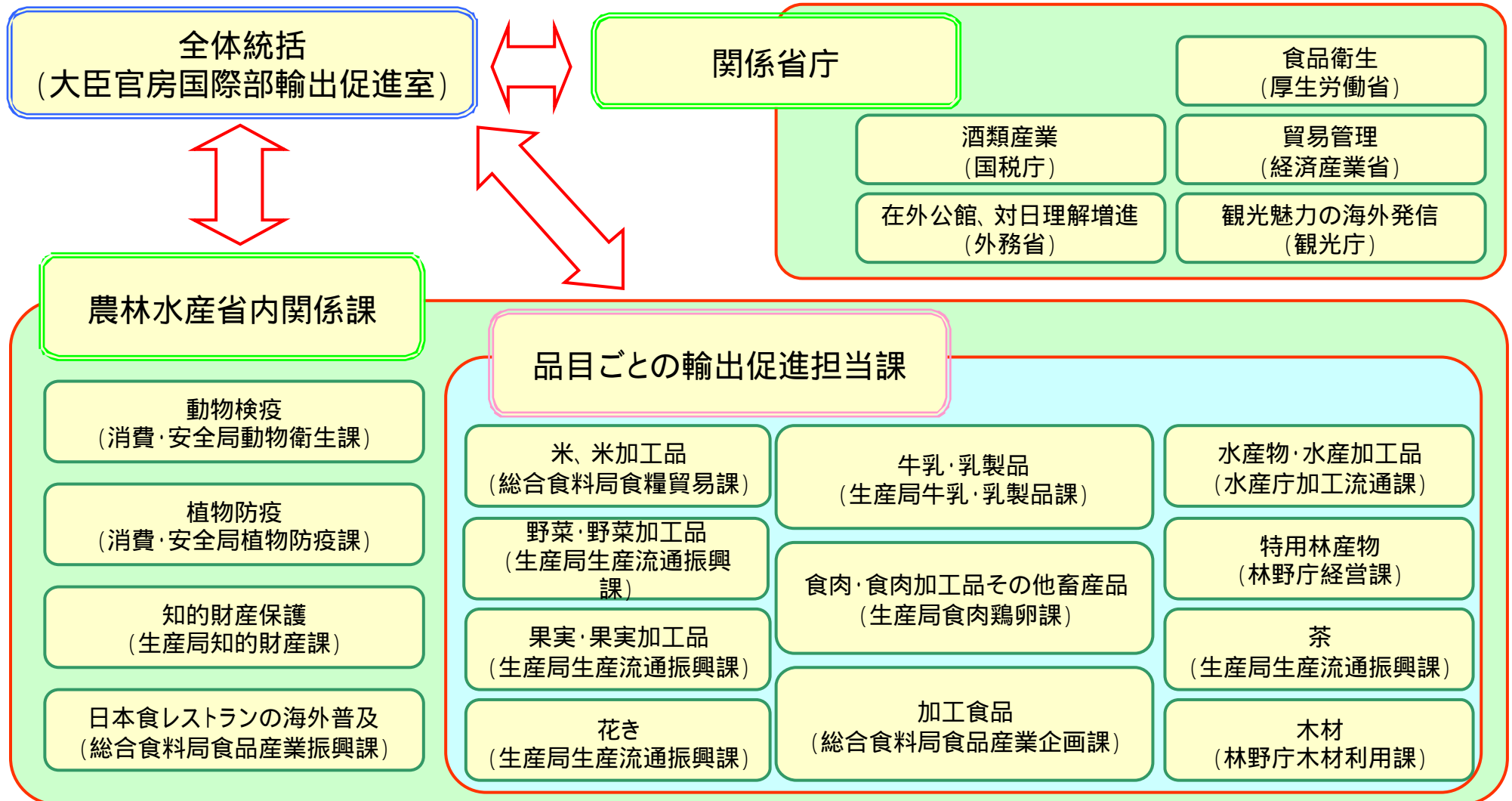




輸出促進の推進体制(農林水産省、関係省庁)

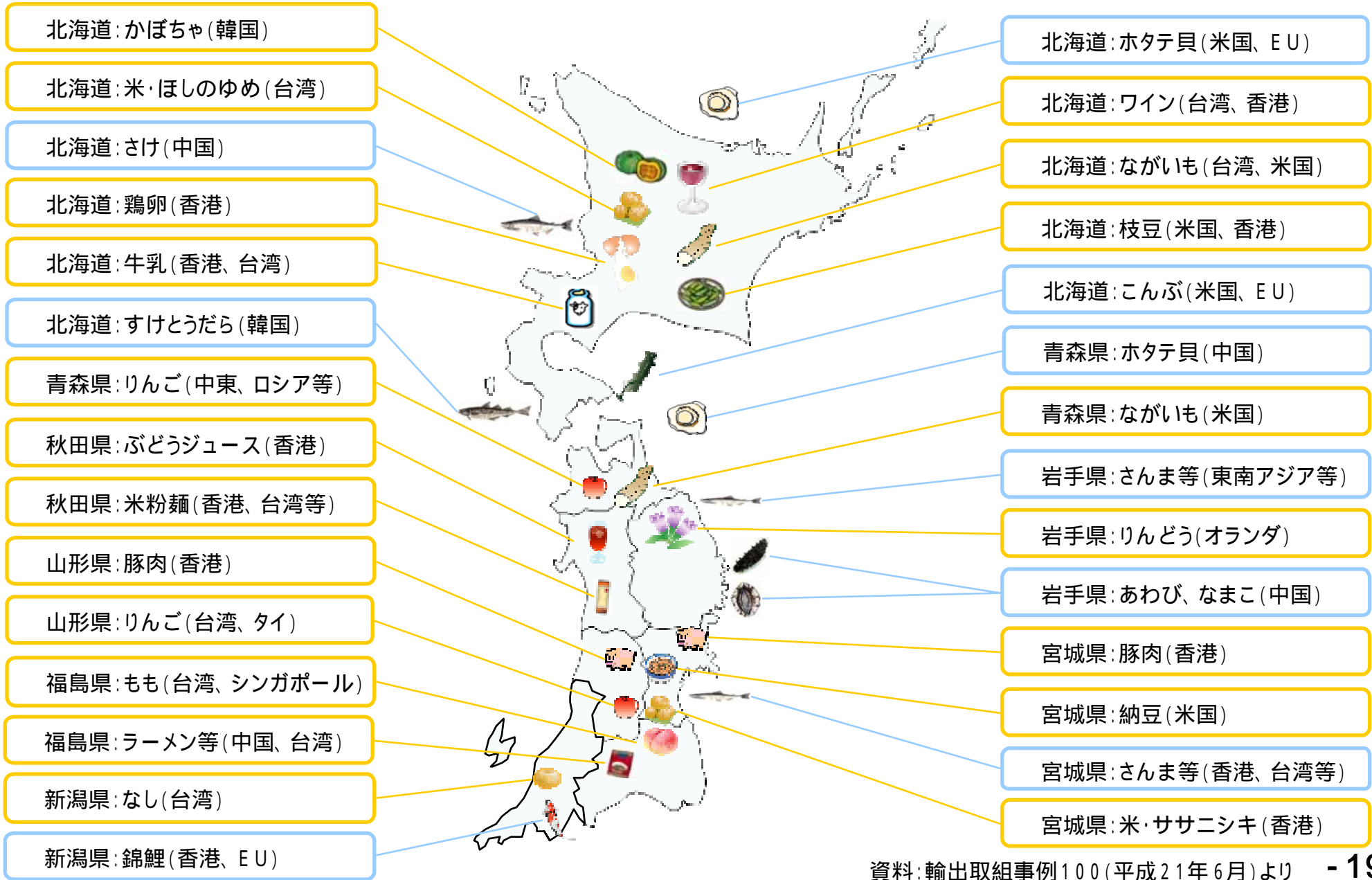
MAFF

農林水産物等の輸出に関する一元的な窓口として、農林水産省大臣官房国際部輸出促進室を設置。農林水産省内の関係部局や、関係省庁等とも連携し、輸出促進の各種取組を推進。



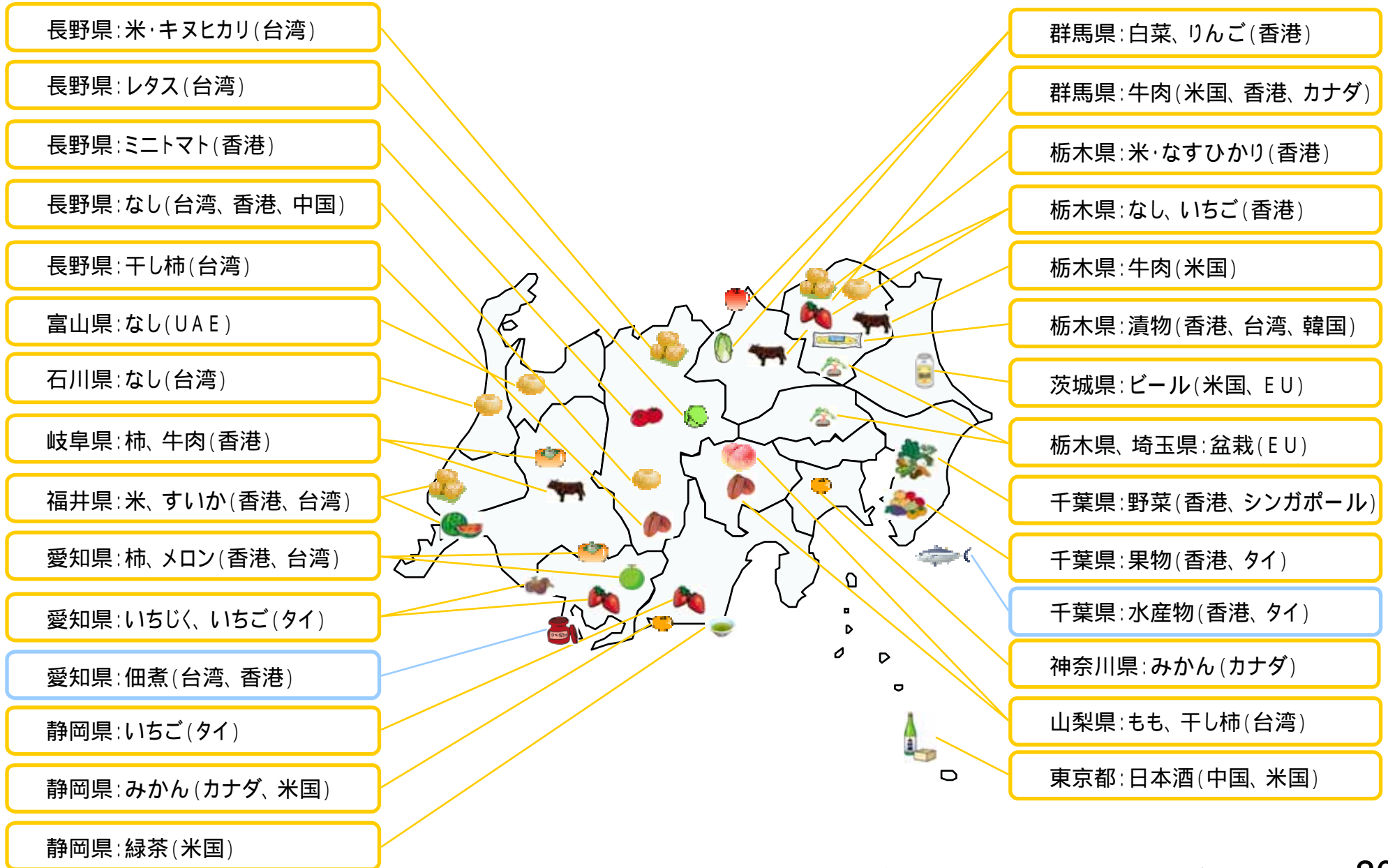


農林水産物等の輸出取組事例



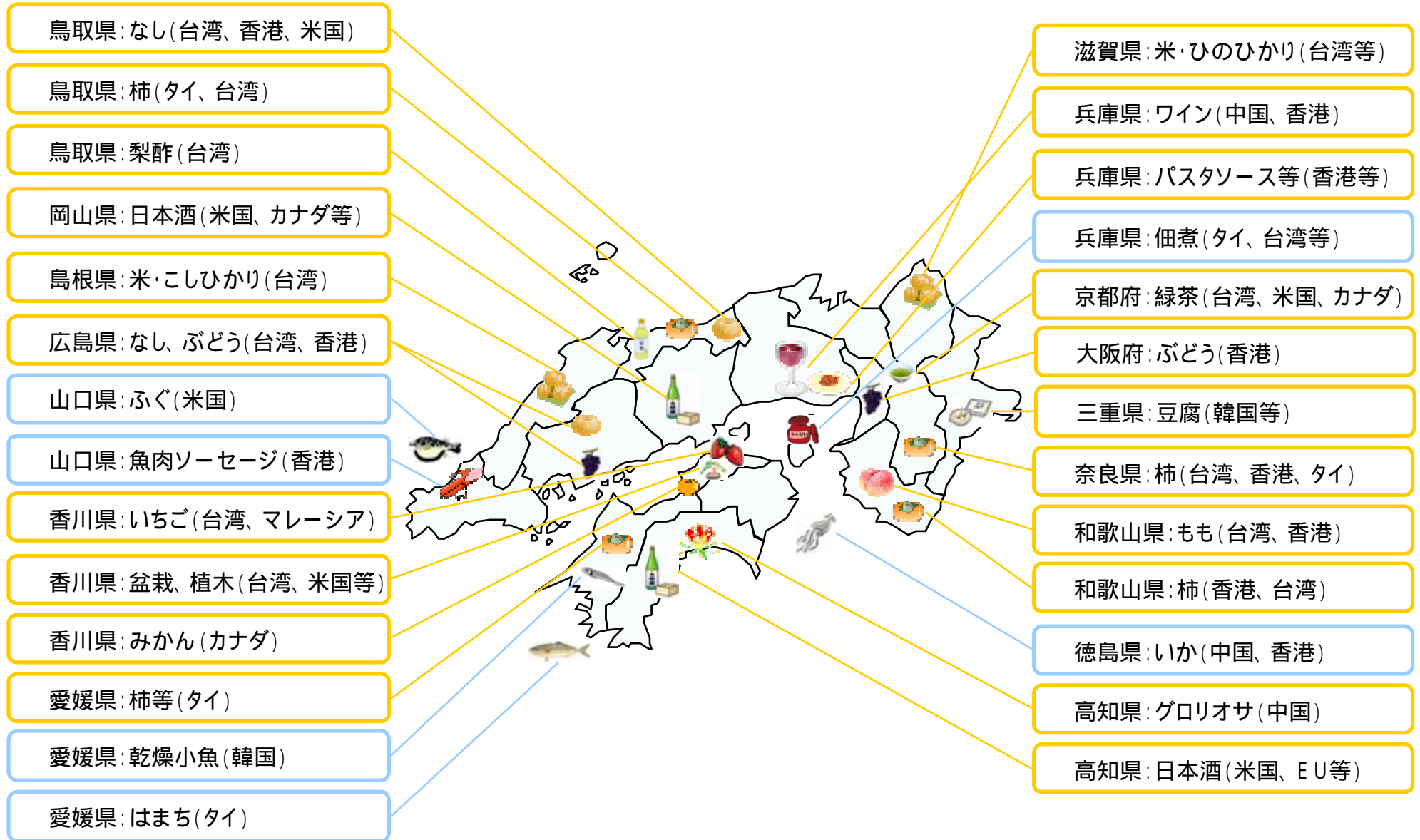


農林水産物等の輸出取組事例



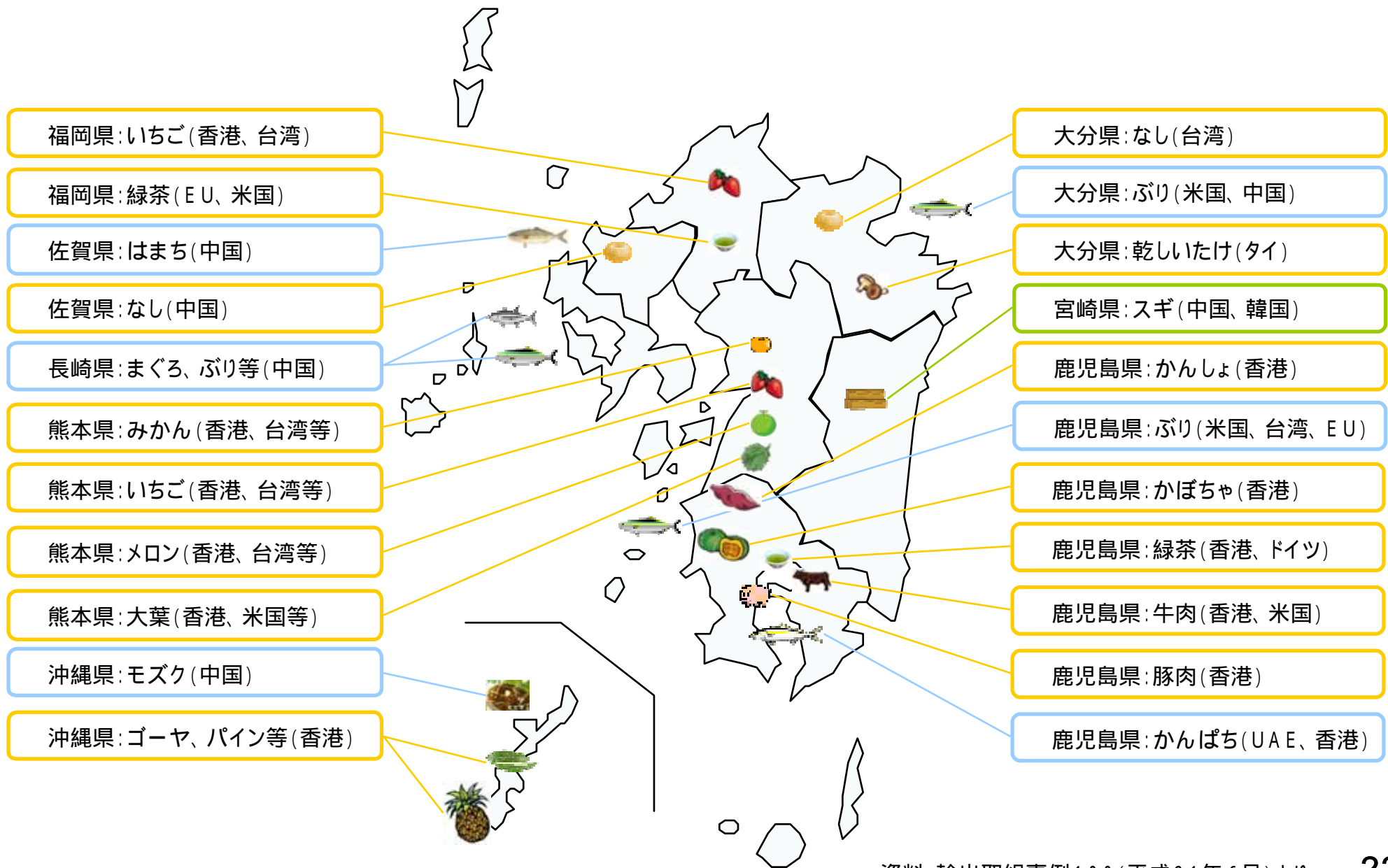


農林水産物等の輸出取組事例





農林水産物等の輸出取組事例





ホームページ・メールマガジンのご紹介

MAFF

最新の情報は、農林水産省の輸出促進対策のホームページからご覧いただくことができます。
<http://www.maff.go.jp/j/export/index.html>
 メールマガジンでは最新情報をタイムリーに発信しております。ぜひご登録下さい。



この説明資料の最新版はこちらから入手できます。

各種事業に関する募集の開始など、新着情報はこちらに随時掲載されます。

メールマガジンの配信を希望される方は、こちらから登録できます。

その他、農林水産物等の輸出に役立つ情報が満載です。「**輸出促進**」で検索して下さい。

輸出促進

検索